

## さいたま市告示第771号

X線透過装置賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき告示する。

令和6年4月23日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

X線透過装置賃貸借

#### (2) 履行場所

さいたま市大宮区天沼町1丁目893番地 さいたま市防災センター 5階火災調査鑑識室

#### (3) 数量・特質等

仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

令和6年7月1日から令和11年6月30日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に「物品納入等」に登録されているもの。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約から暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対して、入札説明書等を無償で交付するものとする。

#### (1) 交付方法

さいたま市のホームページからダウンロードとする。（さいたま市ホームページ→事業者向け情報→届出・手続き→入札・契約→一般競争入札告示→賃貸借→X線透過装置賃貸借に係る一般競争入札告示）

なお、仕様書については、電子メールで仕様書を添付し、返信しますので、下記の送信先へ会社名、担当者名及び連絡先を記載の上、送信して下さい。

送信先 さいたま市消防局予防部予防課 E-mail shobo-yobo@city.saitama.lg.jp

#### (2) 交付期間

告示の日から令和6年5月7日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

#### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

##### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

##### (2) 受付期間

告示の日から令和6年5月13日（月）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（休日を除く。）

##### (3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号

さいたま市消防局予防部予防課（さいたま市消防局6階）

##### (4) 提出方法

持参

#### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

##### (1) 交付場所

4(3)に同じ

##### (2) 交付日時

令和6年5月17日（金）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。

なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

##### (3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

#### 6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

#### 7 入札手続等

##### (1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1か月当たりの額を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるもの

とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年5月24日(金)午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号 さいたま市消防局4階調整室

(3) 入札保証金

見積もった金額(月額)に月数を乗じた100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年5月24日(金)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号

さいたま市消防局予防部予防課(さいたま市消防局6階)

電話 048(833)7593

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(月額)に月額を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

所 属：さいたま市消防局予防部予防課

告示期間の期日：令和6年5月7日(火)まで